

## 平成20年度政策評価書(事後評価)

担当部局：国際平和協力本部事務局

評価実施時期：平成21年8月

政策分野：国際平和協力業務等

政策	国際平和協力業務等の推進
基本目標	国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与する。
評価方式	実績評価方式

### 1 政策の概要

#### (1) 政策の背景・必要性

国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動等に対し適切かつ迅速な協力を行う必要がある。

#### (2) 主な施策の概要

##### 国際平和協力業務等の推進

平成4年6月、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）が制定され、国連平和維持活動への協力、人道的な国際救援活動への協力及び国際的な選挙監視活動への協力のほか物資協力の制度が定められている。

平成20年度においては、ゴラン高原国際平和協力業務、ネパール国際平和協力業務とともに、新たにスーダン国際平和協力業務を実施した。また、ネパール選挙監視国際平和協力業務とともに、スーダン被災民、パレスチナ被災民への物資協力業務を実施した。

また、国際平和協力研究員による研究活動等を実施した。

#### (3) 主な施策の予算額

(単位：百万円)

主な施策	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国際平和協力業務等の推進	721	746	710

#### (4) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第171回国会施政方針演説	平成21年1月27日	国際的な平和協力活動などに積極的に取り組んでまいります。

## 2 政策評価の結果

### (1) 目標の達成状況

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	目標：国際平和協力業務に対する国連、現地政府等の評価（肯定評価）			
国際平和協力業務等の推進	—	肯定評価	肯定評価	達成できた

（達成状況は、①目標以上の成果を達成できた、②達成できた、③達成に向けて進展があった、④達成に向けて一部進展があった、⑤達成に向けての進展はなかった、⑥わからない、の6つの区分から評価した。達成目標の目標期間は、特段の記載があるものを除き、平成20年度である。達成目標の設定の考え方は評価書末尾の「参考」を参照。）

### (2) 20年度に目標年度を迎えた指標に係る目標の達成状況

国連、現地政府等から肯定的評価を得ることができ、目標を達成できた。

### (3) 目標の達成状況の分析

#### ア ゴラン高原国際平和協力業務

国際連合兵力引き離し監視隊（UNDOF）は、ゴラン高原地域におけるイスラエル国とシリア・アラブ共和国両国間の停戦監視及び両軍の兵力引き離し等に関する合意の履行状況の監視を任務としている。UNDOFの活動は、両国間の和平交渉を下支えするとともに、中東地域における和平の問題にとっても大きな役割を果たしている。

我が国は、平成8年2月以降、UNDOFに対して司令部要員（自衛官各2名）、ゴラン高原派遣輸送隊（自衛官各43名）を延べ1,000名以上派遣しており、更に平成21年2月からは、新たに司令部要員（輸送幕僚）1名を追加派遣した。

要員の具体的な業務としては、司令部要員はUNDOF司令部における広報、予算の作成並びに後方支援業務に関する企画及び調整等の業務、派遣輸送隊は、食料品等の輸送及び補給品倉庫における物資の保管、道路等の補修、重機材等の整備等を実施した。

これらの活動に対して、UNDOF司令官をはじめとする国連関係者や、シリアの政府関係者から高い評価と謝意が示された。

#### イ ネパール国際平和協力業務

国際連合ネパール政治ミッション（UNMIN）は、ネパール政府とマオイストとの包括和平合意を受け、ネパール国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視、制憲議会選挙を実施するための支援等を任務として設立された。ネパールは中国とインドに挟まれた要衝に位置し、ネパールの安定はネパール国内のみならず地域全体の安定にとって重要である。

我が国は、平成19年3月から3次にわたり軍事監視要員（自衛官各6名）をUN

MINに派遣した。

要員の具体的な業務としては、軍事監視要員は各国要員混成の数名でチームを作り、カトマンズのUNMIN本部とネパール軍施設及び各地のマオイストキャンプにおいて、武器及び兵士の管理の監視業務を実施している。

これらの活動に対して、国連事務総長特別代表やUNMIN軍事監視団長をはじめとする国連関係者やネパール政府関係者から高い評価と謝意が示された。

## ウ スーダン国際平和協力業務

国際連合スーダン・ミッション（UNMIS）は、スーダンの南北包括和平合意の履行支援を主要な任務として設立された。アフリカにおいて最大の国土面積を有し、9か国に隣接し、多民族国家であるスーダンの安定は、アフリカ全体のみならず我が国を含む国際の平和と安定に多大な影響を与えている。

我が国は、平成20年10月以降、2次にわたり司令部要員（自衛官各2名）を派遣した。このうち1名は、UNMIS軍事部門司令部において、兵站全般の需要に関するUNMIS部内の調整に関する業務を実施し、もう1名は、UNMIS国際連合事務総長特別代表室においてデータベースの保守管理に関する業務を実施した。

UNMISへの派遣に際しては、藩基文国連事務総長から高い評価と謝意が示されるとともに、隊員の活動に際しては、UNMIS司令官を始めとする国連関係者やスーダン政府関係者から高い評価と謝意が示された。

## エ ネパール選挙監視国際平和協力業務

ネパールでは、約10年間にわたりネパール国軍とマオイストとの間で続いていた武力紛争が終結し、平成20年4月に制憲議会選挙が実施された。この選挙は、ネパールが平和に国づくりを進めていくプロセスとして極めて重要なものであった。

我が国は、平成20年3月から4月にかけてネパール選挙監視国際平和協力隊24名を派遣した。隊員は、限られた協力隊の人数や派遣期間で、同国の人口や政治的に重要な地域に着目して地方を含めてネパール各地に展開地域を選定し、選挙キャンペーン、投票準備、投票及び開票の各プロセスについての監視活動等に取り組み、投票日当日には、国内10郡の34選挙区において、111ヶ所の施設に設置された約300の投票所を訪問した。

これらの活動に対しては、ネパール政府関係者や政党関係者から高い評価と謝意が示された。

## オ スーダン被災民に係る物資協力

スーダン南部地域においては、南北和平プロセスの進展に伴って避難民の帰還が急激に増加することが見込まれ、それに伴い安全な水の確保が困難になり、衛生環境が急激に悪化し、コレラ等の疫病の増加のおそれが生じるなど、人道的見地から看過し得ない状況に陥る可能性があった。

スーダン情勢の行方はアフリカ全体の平和と安定に多大な影響を及ぼす。このた

め、我が国は、人道状況の改善を含む同国での「平和の定着」を強く後押しする必要があるとの観点等から、平成 20 年 10 月、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの譲渡要請を受けて、スーダン南部地域で被災民救援のために緊急に必要な浄水器 60 台（交換用フィルター付き）を UNHCR に無償で譲渡した。

本件譲渡に対して、UNHCR 及び南部スーダン政府関係者から、高い評価と謝意が示された。

#### **カ パレスチナ被災民に係る物資協力**

ガザ地区においては、イスラエル、パレスチナ間の紛争に伴い多数の死傷者が生じるなど甚大な被害が生じ、それとともに被災民の生活必需品が極端に不足するなど、人道的見地から看過し得ない状況となっていた。

ガザ地区の情勢は、中東地域における和平に多大な影響を与えるため、我が国は、平成 21 年 1 月、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）からの譲渡要請を受けて、ガザ地区におけるパレスチナ被災民救援のために、毛布 29,000 枚、ビニールシート 8,000 枚、スリーピングマット 20,000 枚を UNRWA に無償で譲渡した。

本件譲渡に対して、UNRWA、パレスチナ自治政府及びエジプト赤新月社関係者から高い評価と謝意が示された。

#### **キ 国際平和協力研究員制度**

国際平和協力研究員制度は、国際平和協力分野における人材育成及び国際平和協力本部事務局の機能強化を目的として平成 17 年に創設され、国際平和協力分野での実務経験等を有し、将来においても海外での国際平和協力分野での活動を志す人材を最長 2 年任期で研究員に採用し、現在 8 名が在籍している。研究員は、研究活動に従事するほか、政府が実施する選挙監視への参加、各種講演会や研修への講師の参加等を通じて事務局の業務に貢献している。任期を終了した研究員は、スーダンに展開中の国連スーダンミッション（UNMIS）選挙支援担当官など国際平和協力の分野で幅広く活躍している。

#### **ク 総合的な評価**

ゴラン高原、ネパール、スーダンにおける国際平和協力業務、ネパール選挙監視国際平和協力業務、スーダン被災民及びパレスチナ被災民への物資協力については、国連、現地政府等から高い評価を得ており、目標を達成することができた。

また、国際平和協力研究員もそれぞれの研究活動を深めるとともに同活動等を通じて事務局の業務に貢献した。少人数ではあるものの、国際平和協力分野における人材育成に役立っていると考えられる。

### 3 課題と今後の取組方針

#### (1) 政策全体の課題と今後の取組方針

我が国の国際平和協力業務等は、国連、現地政府等から高い評価を得ている。その一方で、より積極的に要員の派遣を行うべきとの指摘もある。我が国としては、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与するため、現在、国際平和協力法に基づき可能な限り要員の派遣を行うとともに、新規の派遣の可能性についても検討を行っている。

#### (2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>国際平和協力業務等の推進</li> </ul>	<b>予算要求</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算の拡充を検討。</li> <li>広報事業の見直しを実施。</li> <li>国連からの要員派遣の要請に対応するために、「国際平和協力隊派遣経費」を引き続き 22 年度予算に要求。</li> <li>国際機関からの人道援助物資の援助要請に対応するために、3 万人分の備蓄を目標に物資購入費を引き続き 22 年度予算に要求。</li> </ul>
	<b>事務の改善等</b>	—

### 4 有識者の意見等

スーダンPKO（平成 20 年 7 月 1 日毎日新聞社説より）

福田康夫総理は、潘基文国連事務総長に、スーダン南部で国連平和維持活動（PKO）を展開する「国連スーダン派遣団（UNMIS）」司令部に自衛官の派遣する方針を伝えた。自衛隊の国際平和協力活動は昨年 1 月、「付随的な業務」から「本来任務」に格上げされた。国連などから要請があり、PKO 協力法に定められた紛争当事者間の停戦合意など参加 5 原則を満たすならば、積極的に平和構築に参加するのは当然である。スーダンでは 20 年以上にわたって「アフリカ最長の内戦」が続き、05 年 1 月に南北包括和平合意（CPA）が成立した。UNMIS は同年 3 月に採択された安保理決議によって設立され、69 カ国の 1 万人規模の部隊要員らが展開している。西部のダルフル地方では今も不安定な状況が続いているが、南部は治安が比較的安定している。とはいえ、南部にも隣国ウガンダの反政府武装勢力「神の抵抗軍（LRA）」の拠点があり、テロ活動を展開している。当初検討した陸上自衛隊の部隊派遣を見送り、当面、参加各国部隊との連絡調整にあたる司令部要員派遣にとどめたのは妥当な判断だといえる。

スーダンPKO（平成20年11月4日読売新聞社説より）

自衛隊の国際平和協力活動について、国連や他国からの派遣要請を待つだけでなく、より積極的に参加する契機としたい。政府は、スーダンの首都ハルツームにある国連スーダン派遣団（UNMIS）司令部に陸上自衛隊員2人を派遣した。アフリカでの国連平和維持活動（PKO）への参加は、1993～95年のモザンビーク以来である。今年初めに検討を開始し、要員の出発まで9か月もかかった。アフリカでの任務は久々とはいえ、わずか2人を派遣するのに、時間を要しすぎたのではないか。国際平和協力活動は昨年1月、自衛隊の本来任務に格上げされている。もっと迅速な政策決定と実施が求められる。今回派遣された隊員の任務は、データベースの管理などだか、それだけにとどまることはない。スーダン南部に展開するUNMISや、他のアフリカでのPKOに将来、部隊を派遣することを視野に入れて、陸自に適した派遣先や任務がないか、積極的な情報収集にも努めてもらいたい。ハルツームの日本大使館には、陸自の防衛駐在官1人が新たに配置される。防衛省の情報本部も来年度、アフリカ担当の情報分析官の4人増員を目指している。主体的にPKOの候補地を探し、治安情勢や任務の内容など、条件の合致する派遣先を外交交渉で確保する。そうした能動的な姿勢で臨まなければ、「PKO途上国」を脱することはできない。今年9月末現在、日本のPKO派遣者数はわずか36人で、世界82位にとどまっている。日本の国際的発言力を高めるためにもPKOの参加は急務だ。現在、国連のPKOは16、政治・平和構築派遣団は12あるが、その半数はアフリカに集中している。日本は、遠いアフリカへの派遣に躊躇する傾向があったが、意識改革を図る必要がある。

## 5 参考文献及びデータ等

- ・ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況（国会報告）（資料1）
- ・ネパール国際平和協力業務の実施の状況（国会報告）（資料2）
- ・スーダン国際平和協力業務の実施の状況（国会報告）（資料3）
- ・ネパール選挙監視国際平和協力業務の実施の結果（国会報告）（資料4）

### （参考）達成目標の設定の考え方

達成目標	設定の考え方
肯定評価	政策の性質上、数値化した定量評価になじまないため、測定指標を肯定評価とした。